

令和４年第９回三股町農業委員会総会議事日程

令和４年９月２８日（水）

- 日程第１ 会議録署名委員の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 報告第１７号農地法第１８条第６項の規定による通知について
- 日程第４ 報告第１８号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第５ 報告第１９号農地法第５条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第６ 議案第４１号農地法第３条の規定による許可申請の許可について
- 日程第７ 議案第４２号農地法第５条の規定による許可申請の承認について
- 日程第８ 議案第４３号令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第９ 議案第４４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和４年第９回三股町農業委員会総会審議結果

日程第６

議案第４１号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（ １ ）

日程第７

議案第４２号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（ ６ ）

日程第８

議案第４３号令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ １０ ）

日程第９

議案第４４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（ ５ ）

令和4年第9回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 9月28日（水曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 9月28日（水曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	上水	広志
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	下石	昭廣
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 課長補佐
事務局 主 事

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和4年第9回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に2番委員の上水広志さんと3番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計12件17筆17,821㎡、うち田が9筆10,879㎡、畑が8筆6,942㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁141番から5頁152番までのお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の報告に進みます。日程第4、報告第18号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第18号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件3筆

2,719 m²、畑が3筆2,719 m²でございます。詳細につきましては、総会資料7頁14番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の報告に進みます。日程第5、報告第19号農地法第5条による許可申請の取下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第19号農地法第5条による許可申請の取下げについて報告するもので、合計1件2筆17.59 m²、畑が2筆17.59 m²でございます。詳細につきましては、総会資料9頁に記載しておりますとおり、受人は〇〇〇、渡人が株式会社〇〇〇〇と〇〇〇〇氏です。転用目的は公衆用道路であり、受人が〇〇〇であることから農地法の許可は不要であることが承認許可後に確認されたことによる取下げとなっております。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第6、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計1件1筆974 m²、畑が1筆974 m²でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、ご説明いたします。総会資料11頁25番になります。別冊の航空写真とあわせてご覧ください。受付番号25番、受付年月日：令和4年9月12日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：974 m²です。こちらは生前贈与による所有権移転となっております。受人は認定農業者であり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 25 番は 9 月 22 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は〇〇〇在住で水稻、和牛肥育を中心に農業経営をされております。親子間贈与による所有権移転となっております。農地はすべて耕作されており、機械能力もあり、農業に従事する人は 3 名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 4 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請、受付番号 25 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 41 号受付番号 25 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 4 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 6 件 6 筆 2,580 m²、うち田が 3 筆 1,245 m²、畑が 3 筆 1,335 m²でございます。詳細について、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の 13 頁 59 番から 14 頁 64 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 59 番、受付年月日：令和 4 年 9 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：457 m²です。転用目的は

一般個人住宅です。こちらは第3種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村介貞）

受付番号59番は9月22日に第4ブロック委員3名で現地確認調査をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は現在〇〇〇に住んでおられますが、申請地の近くに住んでおられる、奥さんのご両親の老後をみるため、実家に近い土地を探していたところ、当該地を譲ってもらえることになり、一般個人住宅の建設を計画されたものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理後は既設側溝へ、雨水については敷地内に雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

4番委員（下石昭廣）

一つ確認ですが、総会資料に2棟と記載してありますが、住宅ともう1棟は車庫か倉庫ですか。

事務局

はい。倉庫が40㎡、住宅が107.65㎡、2棟の合計が147.65㎡となっております。

4番委員（下石昭廣）

はい。わかりました。

議長（溝口良信）

他にご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号60番、受付年月日：令和4年9月12日、受人：〇〇 〇、渡人：〇〇〇 〇、申請地：宮村字鶴〇〇〇番〇、地目：畑、面積：499㎡です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第1種農地であること、許可の例外を満たしていることか

ら、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 60 番については、9 月 22 日に第 2 ブロック委員 2 名で現場確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

転用目的は一般個人住宅です。建築に際し、農作物に被害が及ばないように周囲にはブロック塀を設置し土砂の流出がないようにします。また、生活排水等は農業集落排水に接続し、雨水については雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水します。以上のことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 61 番、受付年月日：令和 4 年 9 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：402 m²です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 61 番は 9 月 22 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇在住で家族が増え住居が手狭になったため、近くにスーパーや病院等もあり、生活環境の良い申請地に一般個人住宅を建設されるものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理後は町道既設側溝へ、雨水については雨水桝を設置し南側道路側溝へ排水します。以上のことから特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 62 番、受付年月日：令和 4 年 9 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：稗田〇〇番〇〇、地目：畑、面積：379 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 62 番は 9 月 22 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で、現在貸家住まいをしておられますが、その貸家生活解消のために一般個人住宅建築の計画をされたものです。隣接地への土砂流出防止の為、境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については既設側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 63 番、受付年月日：令和 4 年 9 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字坂ノ下〇〇〇〇番、地目：田、面積：388 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

63 番については私の方から説明いたします。

受付番号 63 番は 9 月 23 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在〇〇〇在住ですが、今回もう一人家族が増え、また、長男が来年〇〇小学校へ入学することから、一般個人住宅の建設を計画されたものです。申請地周辺にはブロック塀を設置し、生活排水等は農業集落排水に接続します。また、雨水に

については雨水枡を設置し、集水後は北側側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 64 番、受付年月日：令和 4 年 9 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：餅原字徳枡〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：455 m²です。転用目的は一般個人住宅です。尚、土地利用計画面積は宅地部分を合わせると 958.22 m²になりますが、通路、駐車スペース及び家庭菜園として土地全体を利用することが見込まれています。また、本日配布しました 3 枚綴りの土地利用計画図修正分を御覧ください。まず、土地利用計画区域ですが、申請地隣西側の三角部分の宅地についても一体として土地利用計画区域に含まれます。それから 3 枚目の字図をご覧ください。字図上では水路は登記されていませんが、地図の通り素掘りのような側溝が現在存在し、東側の田んぼへ流れるようになっています。申請地西側から湧き出る水及び側溝から流れてくる水の排水先が申請地を造成することになってしまうため、現在施工業者と事業計画者が排水について協議中であります。申請地東側に田が存在しますが、行政書士に確認したところ、耕作者は今後田んぼとして利用するつもりはないと聞いているとのこと。尚、こちらは第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 64 番は 9 月 22 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で現在貸家住まいですが、子供の成長により住居が手狭になったことから、申請地に一般個人住宅の建設をされるものです。建築に際し隣接地への土砂流出を防止するために、周囲にはブロック塀を設置します。生活排水等は合併浄化槽にて処理後は先程事務局から説明があったとおりです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

4 番委員（下石昭廣）

64 番について確認ですが、利用計画図や字図の修正分と修正前の分を照合しているのですが、申請地隣に住宅が建っていますが、そのところの線引が変わっています。修正前に現場確認をした時はあまり疑問には思わなかったのですが、修正分と照合してみて水の流れや排水が気になります。現場を見ないと分からないと思うので、もう一度みなさんと一緒に現場確認をしてから承認許可をした方がいいのではないのでしょうか。東側の田んぼは今後利用しないということですが、上流の方の排水等は大丈夫なのですか。

事務局

実際、口述のとおり東側に田んぼが存在しているのですが、行政書士の話では不動産会社が間に入って、ここら辺一帯の地権者が土地の売買等を不動産会社に任せてるみたいで、その時に地権者の〇〇さんより今後は田んぼとして利用しないので水路は潰してかまわないという話を不動産会社にされたようです。

4 番委員（下石昭廣）

東側の田んぼは今後利用しないということですが、水路を潰してしまっても、上流の方の排水等は大丈夫なのですか。

事務局

その排水の方法については先程説明をしましたが、施工業者と申請者が協議をしているという状況です。

4 番委員（下石昭廣）

今後、水のことで問題が起こらなければいいですけど。

議長（溝口良信）

下石委員が言われたとおり、水の問題ですね。行政書士や不動産会社が地権者から土地については任されているということですが、今後は所有者が変わることもあるわけですから、そこはちゃんと整理しておかないといけないと思いますし、農地転用で上がってきてない宅地部分の境界がはっきりしているのかも気になります。

4 番委員（下石昭廣）

私も境界については気になります。

1 番委員（小倉休幸）

私達は現場を見てないのでわかりません。

5 番委員（馬渡芳文）

そうですね。

4 番委員（下石昭廣）

現場を見てないと分からないと思います。土地利用計画区域については地目が宅地で申請では上がってきてないところなので、先日現場確認したときも確認をしてない部分があって杭が立っていたか確認できていません。

議長（溝口良信）

地籍調査が済んでいるので杭があれば復原はすぐできると思いますが。

事務局

現場を見に行った時に大字餅原〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇の交点に杭が打ってあり復原されていました。

4 番委員（下石昭廣）

そうですか。この前、私が行った時はなかったように思います。

事務局

一昨日、現場を見に行ったら杭が打ってありました。

3 番委員（内村介貞）

私が行ったときも赤杭が打ってありました。

議長（溝口良信）

境界が確定していれば転用については問題はないのではないかと思います。

2 番委員（上水広志）

修正前の方が土地利用に関しては自然なように見えますね。

4 番委員（下石昭廣）

私もそう思っていたんですが、修正案が出てきたので色々懸念されることがあると思って意見を出したところです。

3 番委員（内村介貞）

私も現場確認をして三角部分がどうなっているか気になったので、今朝事務局に確認をしたら修正案で三角部分も含まれていたのもので、修正前の計画案の方がいいのではないかと思います。

2 番委員（上水広志）

申請地と土地利用計画区域とはどういうものですか。

事務局

住宅を建てるのであれば、手前の地目が宅地の部分で十分な広さがあるので、農地の転用は必要ないのではないかとという下石委員からのご指摘があつて、転用申請地部分に住宅を建設し、手前の宅地部分は家庭菜園と駐車場、通路として利用しますという土地利用計画図を追加で提出して頂いたということです。

2 番委員（上水広志）

申請人は農地転用部分と土地利用計画図部分を合わせて取得し、全体を利用するということですね。農業委員会としては住宅を建てるとこの申請地について転用許可が必要だけど、地目が宅地部分については土地利用計画図が必要ということですね。それなら、餅原〇〇〇〇-〇は除いても話は通じますね。

事務局

そうですね。境界も復原してあるので、境界は分かってらっしゃると思います。

4 番委員（下石昭廣）

取得面積が主に住宅 1 棟建築するためだけなので、そんなに必要ないのではないかと、思って問題を投げかけたところです。手前の宅地を取得するだけで十分ではないかと思ったので。申請地周辺は優良農地ではないので土地利用計画図を提出されたので問題ないかなと思ったのですが、修正案の提出内容を見て疑問が出てきたので意見を出したところです。

1 番委員（小倉休幸）

私達は現場を見てないので見当もつかないですね。

議長（溝口良信）

色々意見が出ていますが、現地に行ってみますか。

4 番委員（下石昭廣）

私はみんなで行ったほうがいいと思います。

議長（溝口良信）

それでは、64 番については色々意見が出ているところでありますので、この後現地調査を再度行って採決ということにします。その前に残りの議案第 43 号と 44 号について先に提案をして皆さんのご意見を聞きたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい。」)

議長（溝口良信）

それでは日程第 8、議案第 4 3 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 3 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 15 頁及び別添の推薦書をご覧ください。尚、今回は 10 名の推薦が上がっておりますが、10 名とも更新になります。先日の全体協議会で担当委員より説明があったとおりです。ご審議を宜しく申し上げます。

議長（溝口良信）

今回 10 名の借受候補者が上がっておりますが、これについては先日の協議会でそれぞれの担当委員の説明があったところです。これについて、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 4 4 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 4 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 5 件 10 筆 8,783 ㎡、田が 7 筆 5,584 ㎡、畑が 3 筆 3,199 ㎡でございます。利用権設定については、今回はありませんのでご審議をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 17 頁 88 番から 18 頁 92 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意

見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する5件について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について承認することに決定いたしました。それでは、先程お願いしましたように現場の方に行って帰ってきてから審議を再開したいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

午前9時50分 休会

（一時休会し、委員全員で現場確認を実施）

午前10時45分 審議再開

議長（溝口良信）

みなさん、現地調査お疲れさまでした。それでは今から審議を再開いたします。64番について現地調査をしていただいたところですが、現地調査の結果で、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

水についてですが、下流の農地については所有者が不動産会社に任せていて、今後は田んぼとして利用しないので水路は潰してもいいという話ですが、将来的に農業委員会としては下流の農地を守らなければならないという部分もありますので、不動産会社の話だけではなく、田の所有者にこの農地については田んぼとして利用しないという形のものを1筆書いてもらうのはどうかと考えますがどうでしょうか。

1番委員（小倉休幸）

地図で湧水方向をみれば、水路がなくなってしまうということですね。

議長（溝口良信）

そこは今、施工業者と申請者が協議中であるということです。もし、何らかの形で湧水が枯れても下流の農地所有者は田として利用しないということです。

1 番委員（小倉休幸）

わかりました。

議長（溝口良信）

水路について協議中ということですが、地権者の〇〇さんについても水は不要であると1筆書いてもらったほうがいいのではないかと思います。

4 番委員（下石昭廣）

手前の方に側溝がありましたね。

事務局

もしかしたら、湧水が出る部分は、まっすぐ側溝を落として使用されるかもしれないですね。そうなった時に〇〇さんたちが道路の側溝から水を取れるかということですね。先程、会長が言われたとおり、〇〇さんと〇〇さんに水は不要であるという同意書をもらっておくということですよね。

4 番委員（下石昭廣）

田んぼとしての用水は要らないかもしれないけど、大雨が降った時に水が溜まるわけですから、申請者も暗渠でも側溝でも雨水対策として作られるとは思いますが。側溝は絶対必要だと思います。

議長（溝口良信）

水が要らないとなると、逆に申請者が排水路は要らないと思われるかもしれないですね。

5 番委員（馬渡芳文）

水を流すところを作らないと下の宅地が水浸しになるのではないですか。

議長（溝口良信）

宅地が水浸しなるけれども、お構いなしということになるかもしれないですね。

4 番委員（下石昭廣）

上流は用悪水路というのが字図ではあるので、今までは田んぼから田んぼに掛け流しにしていたんでしょうね。

5 番委員（馬渡芳文）

現場に暗渠があれば、そこを残すように指導はできるのですか。

事務局

先日、土地改良区の方に申請者が来られて、どうしても下流域の田の耕作者が田を作りたいということであれば、暗渠で対策を考えますということだったと聞いています。

4 番委員（下石昭廣）

土地改良区も地目が宅地になっているので、水利費も発生しないと思うので、関係ないという対応になってくるのではないのでしょうか。

議長（溝口良信）

これについては、施工業者とも協議されているところなので、別段修正をされなくても今回の申請に関しては許可相当ということによろしいですか。

議長（溝口良信）

それでは、採決してよろしいですか。

（「はい。」）

議長（溝口良信）

色々意見が出ましたが、議案第 42 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 59 番から 64 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 42 号農地法第 5 条の受付番号 59 番から 64 番について承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 9 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 11 時 30 分